

65歳～74歳

世帯主

配偶者

現役年収300万円

現役年収300万円

	所得税	住民税	所得税	住民税
年金収入(A)	1,435,520		1,435,520	
(老齢基礎年金)	777,800		777,800	
(老齢厚生年金)	657,720		657,720	
公的年金等控除後の金額	335,520		335,520	
社会保険料控除(B)	79,900		46,800	
(健康保険)	33,100		0	
(介護保険)	46,800		46,800	
基礎控除	480,000	合計所得金額が基準以下のため、非課税	480,000	合計所得金額が基準以下のため、非課税
配偶者(特別)控除	380,000		0	
課税総所得	0		0	
都道府県民税所得割	-		-	
都道府県民税均等割	-		-	
市区町村民税所得割	-		-	
市区町村民税均等割	-		-	
税額(C)	0	0	0	0

手取(A-B-C)

1,355,620 (D)

1,388,720 (E)

世帯手取合計(D+E)

2,744,340

75歳～84歳(後期高齢者医療)

世帯主

配偶者

現役年収300万円

現役年収300万円

	所得税	住民税	所得税	住民税
年金収入(A)	1,435,520		1,435,520	
(老齢基礎年金)	777,800		777,800	
(老齢厚生年金)	657,720		657,720	
公的年金等控除後の金額	335,520		335,520	
社会保険料控除(B)	60,700		60,700	
(健康保険)	13,900		13,900	
(介護保険)	46,800		46,800	
基礎控除	480,000	合計所得金額が基準以下のため、非課税	480,000	合計所得金額が基準以下のため、非課税
配偶者(特別)控除	480,000		0	
課税総所得	0		0	
都道府県民税所得割	-		-	
都道府県民税均等割	-		-	
市区町村民税所得割	-		-	
市区町村民税均等割	-		-	
税額(C)	0	0	0	0

手取(A-B-C)

1,374,820 (D)

1,374,820 (E)

世帯手取合計(D+E)

2,749,640

(後期高齢者医療制度)

※平均標準報酬額は、年収÷12で概算しています。また、再評価率は考慮していません。

※今回の試算条件では、加給年金・振替加算は発生しません。

※経過的加算・従前額保障は考慮していません。

※復興特別所得税は考慮していません。

※配偶者70歳以降は「老人控除対象配偶者」となるため配偶者控除額が48万円となりますが、今回の試算ではどちらでも税額は0になり、結果に影響しません。

※記載していない控除は考慮していません。

※住民税・国民健康保険料・介護保険料は東京都大田区を参照(自治体により若干異なる場合があります)。

※住民税・国民健康保険料・介護保険料は前年の所得に基づいて決まりますが、便宜上所得のあった年に発生するものとして計算しています。